

休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて

【基本的な考え方】

- ✓ 実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実を図ることが必要。
- ✓ このため、長期休業日や土日等の休業日等に学校の外部において「総合的な学習の時間」を行う際、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程を踏まえて、その位置づけを年間指導計画などに明確にする場合に、各学校の判断により、総合的な学習の時間の年間授業時数の1／4程度（約70時間のうち18時間）まで、教師の立ち合いや引率を伴わずに学習活動を展開する際の留意事項を示すもの

【想定される学習活動】

- ✓ 公民館や図書館、博物館、美術館及び青少年教育施設等の社会教育施設を活用した学習活動
- ✓ 社会教育関係団体・NPO・民間企業等の各種団体を含む地域等と連携した学習活動
- ✓ 地域の教育資源（地域学校協働活動推進員等）を活用した学習活動
- ※ 家庭を中心に学習する活動も、指導計画等に事前・事後指導を適切に位置付けること

【探究の過程を踏まえて作成する指導計画等への記載事項】

- ✓ 学習活動について（活動先や活動時期の予定、事前及び事後の指導等）
- ✓ 学習活動の授業時数、授業日数
- ✓ 児童生徒の安全管理（学校との緊急時の連絡体制等）
- ✓ 児童生徒の取組状況の把握（様子や感想など学校が把握したい事項等）

【家庭や地域等との連携】

- ✓ 学校運営協議会等の枠組みを利用し、あらかじめ保護者や地域関係者の理解を得るよう努める
- ✓ 地域学校協働活動推進員等の枠組みを利用し、活動先のリストアップや活動先との連絡調整など協力を依頼するなどの工夫を図るよう留意

【安全管理の確保】

- ✓ あらかじめ活動先と、活動実施日や参加する児童生徒に関する情報、活動内容、緊急時の連絡先等を共有
- ✓ 指導計画等に基づいた活動により負傷等の災害が発生した場合、（独）日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付の対象となり得るものとして取り扱う
- ✓ 児童生徒が活動先の財物等に損害を与えた場合等の物損事故等への備えは、民間の保険への加入など各学校・教育委員会において必要に応じて対応

※開始時期：2020年度からの実施を基本とするが、通知に対する準備が整っている学校については2019年度中の実施も可能

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について
(平成 30 年 12 月 中央教育審議会答申)

(学校教育との連携・協働)

○ 学校教育においては、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念の実現や、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」づくりのため、地域と連携した教育活動の充実を一層推進している。平成 29 年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会に学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）が努力義務化されている。

○ 社会教育の分野においても、平成 29 年の社会教育法の改正により、地域学校協働活動の推進が教育委員会の事務として新たに規定された。こうしたことを背景に、地域と学校の連携・協働が様々な活動の実践によって広がりつつある。これまでの学校支援を中心とした取組から地域との協働による取組を組織的・継続的に行い、子供たちが地域住民と共に地域課題の解決に取り組むといった事例も各地で見られる。

○ 地域学校協働活動は、地域全体の新しい人づくり・つながりづくりの機会として大きな可能性を持つものである。子供に関わる活動への多様な地域住民の参加や、子供たち自身の地域への関わりをきっかけとし、防災や福祉といった、地域づくりに関する新たな課題に対応するための学びと活動の輪が、これまでの取組の成果や課題も踏まえ、全国的に広がり、世代を超えて循環していくことが期待される。

○ 学校教育と社会教育を通じて、子供たちが地域に幅広いつながりを持ち、生涯にわたり学び続けながら多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援することが重要であり、そのためには、地域における学校教育と社会教育との一層の連携を推進する必要がある。

< 具体的方策 >

○ 児童生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見付け、その解決に向けて学びを深め、実践することを重視する観点から、公民館や図書館、博物館等の社会教育施設を、「総合的な学習の時間」で、夏期休業期間や土日等も含め積極的に活用し、子供たちが地域の中で活動しながら学ぶ機会を充実する。